



**令和3年度
木材産業国際競争力・
製品供給力強化緊急対策のうち
高付加価値木材輸出促進緊急対策事業（輸出相手国の規格・規制調査）**

報告書（韓国）：輸入に必要な手続き・品質規格調査まとめ

林野庁 林政部 木材利用課

（調査委託機関：有限責任監査法人トーマツ）

2023年3月3日



調査結果目次

1. 調査方法 -----	4	3. 調査結果_品質・規格 -----	19
1-1. 調査対象品目・調査項目（各国共通） -----	5	韓国における品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等 --	20
1-2. 調査方法 -----	6	3-1.3-2.「木材の持続可能な利用に関する法律」が定める	
1-3. 本件事業の調査内容 -----	7	規格・品質 基準 /KSF規格 -----	22
		3-1. 【品質基準比較】	
		▶ 日本の乙種構造材、韓国の柱構造製材 -----	23
		▶ 普通合板 -----	28
		3-5. 一定規模以上の木造建築物における耐火構造認定取得の	
		義務 -----	35
		3-6. KS耐火認定取得プロセス -----	36
2. 調査結果_輸入に必要な手続き -----	8	4. ヒアリング結果 -----	37
韓国における木材輸入に必要な手続き -----	9	国内・海外事業者ヒアリング -----	38
具体的提出書類 -----	11		
2-1. 植物防疫法 -----	12	5. 考察（日本産木材製品の位置づけ）-----	41
2-2. 木材の持続可能な利用に関する法律（1）（2） ----	13		
2-3. 木材・木材製品の合法的伐採証明書類 -----	15	6. 申請書類様式 -----	46
2-4. 木材の持続可能な利用に関する法律（3）（4） ----	17	具体的提出書類 -----	47

※ 本報告書に記載されている情報は、令和4年度調査時点のものであり、公開情報とともに、本調査に利用する承諾を得たうえで、ヒアリング等で第三者から情報提供を頂いた情報も含まれています。これらの情報自体の妥当性・正確性については、有限責任監査法人トーマツでは責任を負いません。また、本内容の利用や使用方法については、本報告書の読者が自らの責任で判断を行うものとします。

韓国では、輸出手続き面での障壁は大きくなく、ヒノキブランドが浸透している他、新規製品の可能性も見出されたことから今後も木材製品輸出拡大に注力すべきと考えられます

韓国調査結果概要

調査背景・目的

木材製品の輸出に当たって課題となる各国における植物検疫条件、木材製品の流通・販売規制及び建築物に木材製品を利用する場合の基準等の調査、取りまとめを行い、それらを公表することで更なる木材製品の輸出促進に資することを目的とする

調査方法

デスクトップリサーチ（文献調査等）、国内及び韓国事業者ヒアリング、現地ヒアリング（2022年12月）

調査結果

日本産木材製品の位置づけ考察

輸入に必要な手続き

- 韓国への輸出では、「木材の持続可能な利用に関する法律」で定める各種の対応事項を遵守する必要がある。
- 日本の事業者としては、木材製品の輸出にあたっては、合法性証明を提出することが求められる。木材製品の試料検査は、輸入事業者が担うケースが多い。

品質・規格

- 韓国が定めるKS規格は任意規格であり、KS規格が要求されるケースは少ない。
- 日本産木材製品を一般製品として販売するには、製品寸法を韓国向けに合わせて生産することが求められる。
- 一定規模以上の木造建築物に用いられる構造材は、耐火認定を取得する必要がある。

- 韓国では、輸出に必要な手続き面での大きな障壁はないと考えられる。
- 今後増加すると考えられる中高層木造建築については、構造材で耐火認定取得が義務付けられており、この認定取得に要する資金面・期間面での負担は大きいため、注意が必要である。
- 韓国では、消費者に広くヒノキブランドが認知されているため、木材製品輸出を拡大できる土壌が整っていると考えられる。
- 既存製品として最も大きなヒノキ・ルーバー市場については、日本産原木を中国で加工するサプライチェーンが構築されておりそれら製品の市場優位性が高いため、無節グレードによる差別化が市場優位性をもつ。
- 他にも、新規の市場・製品の可能性が高いため、今後も輸出可能性を模索していくことが必要である。

1. 調査方法

本調査事業における調査対象品目は下記の通りとしました

1-1. 調査対象品目・調査項目（各国共通）

樹種	HSコード	調査対象品目	具体例
スギ、ヒノキ、カラマツ	4407	製材	一般製材
	4412	合板	普通合板、構造用合板
	4413	高耐久木材	

調査項目	主な調査内容
対象国・地域における木材製品の輸入に係る規制	<p>日本からの調査対象品目の輸入に係る植物検疫の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 丸太・木材製品に対する検疫要求 ■ 輸入許可書、輸出植物検疫証明書等 <p>調査対象品目の通関時に提出必要となる書類や品質検査等、輸入時における規制状況</p>
対象国・地域における木材製品の流通・販売に係る規制及び制度	<p>流通・販売に当たって必要となる品質検査等</p> <p>木材製品の品質基準（日本工業規格や日本農林規格に該当するもの）の有無、運用状況及び当該基準の普及状況</p>
対象国・地域における建築基準等の調査	<p>木造建築物に関する建築基準等の有無、運用状況</p>

デスクトップ調査とヒアリング調査より、対象国の情報を収集・整理しました

1-2. 調査方法

デスクトップ調査

- 輸入に必要な手続き・品質規格についてデスクトップ調査
 - ▶ 既存の調査レポートや、各国の公開情報等から情報を収集して初期仮説を構築



ヒアリング

- 国内外の木材関係事業者、政府機関等にヒアリング
 - ▶ ヒアリングはZoom等のデジタルツール活用により実施。12月には現地ヒアリングを実施した。



既存文献調査

- 東南アジア地域等における木材製品の植物検疫条件や流通・販売規制等調査報告書（令和2年3月 林野庁）
- 韓国における違法伐採対策に関連する法令の概要（林野庁）等
- ジェトロ（日本貿易振興機構）「林産物の輸入規制、輸入手続き（韓国）」

韓国政府機関、木材関連団体HP等調査

- 韓国農林畜産食品部
- 韓国山林庁
- 韓国関税庁
- 韓国林業振興院
- 国立山林科学院
- 韓国建設技術研究院

Zoom等でのヒアリング

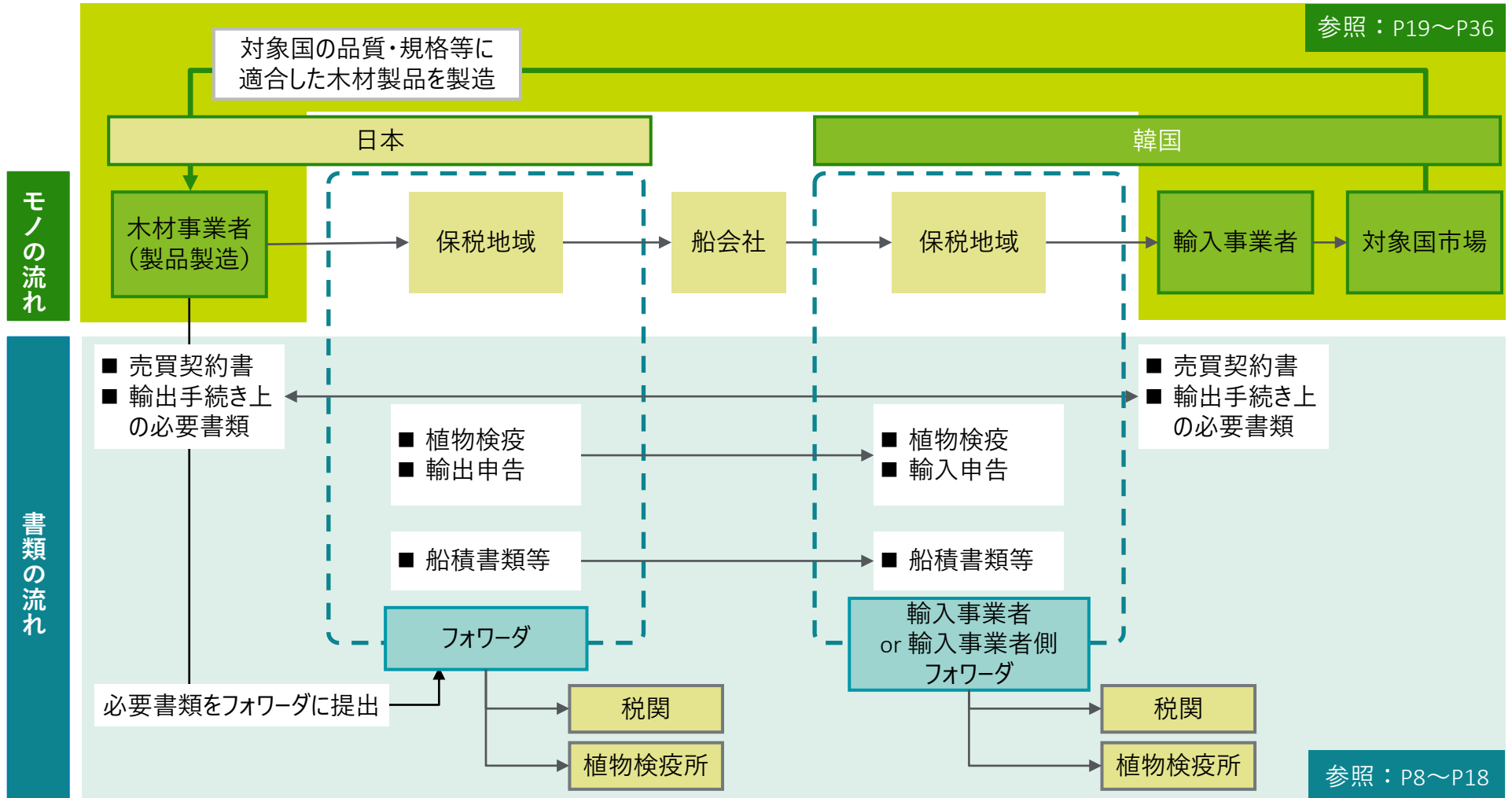
- 【国内事業者】
- 実際に各国に輸出している国内事業者
- 【韓国事業者】
- 対象国の一般企業等

現地ヒアリング

- 2022年12月に対象国の一般企業等を訪問
- 輸入手続きの他、韓国市場における日本産木材製品の動向・需要等をヒアリングした

「輸入に必要な手続き」に関わる必要手続き、及び対象国・地域における「品質・規格」について調査の上、とりまとめました

1-3. 本件事業の調査内容

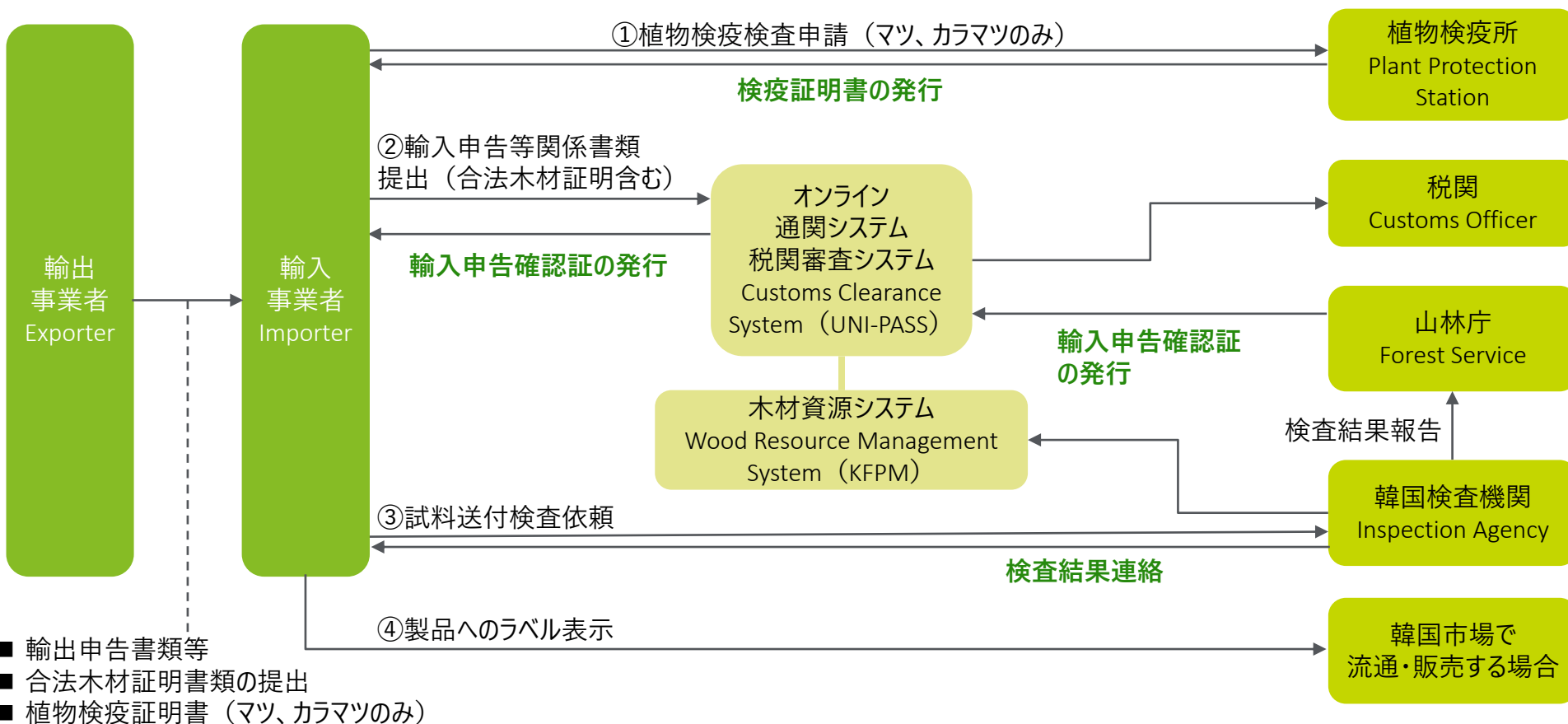


2. 調査結果_輸入に必要な手続き

韓国への輸出時には、輸入事業者は検疫・輸入申告・木材製品資料の検査などの手続きを行い、それぞれ証明書の発行を受ける必要があります

2. 韓国における木材輸入に必要な手続き（1）

韓国入港前 木材製品輸入に伴う必要手続きプロセス



韓国では、植物検疫の他に「木材の持続可能な利用に関する法律」が定める輸入に必要な手続きが複数存在します

2. 韓国における木材輸入に必要な手続き（2）

#	輸入に必要な手続き	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	植物検疫	植物防疫法	農林畜産 食品部 検疫政策課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「植物防疫法」第8条においては、検疫証明書を添付する必要がない場合として、「木材類、または竹材類を輸入する場合」と記載されている。また、植物検疫対象品目に該当しない品目として「加工品目」が定められており、集成材や合板は熱処理または化学処理を経て製作された製品として、植物検疫の対象外となる。 ■ 「植物防疫法」第10条において、病害虫リスクの存在する植物等は輸入禁止物品として定められている。別表 1 にて定められる輸入禁止植物においては、第15項目において「マツ属・カラマツ属の苗木類・木材類（対象国 日本を含む）」が定められているため、日本のマツ・カラマツについては輸入禁止物品に相当する。 ■ 輸入禁止物品の輸入については、加工品目（※）に相当する場合には、「植物防疫法施行規則」の第4号様式「植物検疫対象物品輸入申告及び検疫申請書」を提出することで植物検疫申請を行うことができる。※加工品目は、病害虫が生息または潜伏できない程度に加工された製品のことであり、「加工品品目の例」より詳細を確認できます。 	マツ属（カラマツ属）については「植物検疫証明書」または「電子植物検疫証明書」の提出及び「検疫申請書植物検疫対象物品輸入申告及び検疫申請書」等	輸入事業者
2	輸入申告	木材の持続可能な利用に関する法律（第19条の2（輸入申告））	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸入事業者は山林庁長に電子通関システムであるUNI-PASSを介して輸入申告書を提出する必要がある。 	UNI-PASSで電子申請	輸入事業者
3	木材・木材製品の合法的伐採証明	同法（第19条の3（輸入検査等））	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸入者は、韓国の電子通関システムであるUNI-PASSを通じて、「輸入された木材/木材製品の合法的なログを決定するための詳細な基準」で定められるいずれかの書類を添付して、山林庁長に輸入申告を提出しなければならない。 	UNI-PASSで電子申請	輸入事業者
4	品質・規格適合検査	同法（第19条の3（輸入検査等））	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材・木材製品を輸入するためには通関前に申請書類と試料を政府指定の機関に送付し、「木材の持続可能な利用に関する法律」に基づく規格・品質検査を受けなければならない。 	韓国林業振興院への申請書類と試料提出	木材事業者 または 輸入事業者
5	ラベル表示	同法（第19条の3（輸入検査等））	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通関前に申請書類と試料を政府指定の機関に送付し、検査を受けた木材製品を販売・流通・保管をしようとする者は、規格・品質検査の結果を消費者が容易に閲覧できる場所に表示しなければならない。 	#4の検査結果を製品にラベル表示	輸入事業者

各手続きにおける必要提出書類は下記の通りです

2. 具体的提出書類

#	輸入に必要な手続き	手続き	内容												
1	植物検疫	植物検疫検査申請	① 植物検疫対象物品輸入申告及び検疫申請書												
2	輸入申告	輸入申告手続き (UNI-PASS)	① 輸入申告書 ② インボイス ③ パッキングリスト ④ 船荷証券 ⑤ 原産地証明書 ⑥ 検疫証明書 (必要に応じ) ⑦ その他 (合法木材証明書類)												
3	木材・木材製品の合法的伐採証明	UNI-PASSで電子申請	以下のいずれかに該当する書類を提出 ① 原産国の法令により発行された伐採許可書 ② 合法伐採された木材又は木材製品を認証するために国際的に通用されるものとして、山林庁長が定めて告示する書類 ③ 韓国と原産国両者協議により相互認めるものとして、山林庁長が定めて告示する書類 ④ 他に合法伐採されたことを証明するものとして、山林庁長が定めて告示する書類												
4	品質・規格適合検査	韓国林業振興院への申請書類と試料提出	① 木材製品試料												
5	ラベル表示	#4の検査結果を製品にラベル表示	<p>< 普通合板の表記例 ></p> <table border="1"> <tr> <td>合板の種類</td> <td>粘着の程度</td> <td>ホルムアルデヒド放散量</td> <td>樹種</td> </tr> <tr> <td colspan="4">寸法 (厚み x 幅 x 長さ)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">原産地 (製造会社), 生産日, 輸入事業者名</td> </tr> </table>	合板の種類	粘着の程度	ホルムアルデヒド放散量	樹種	寸法 (厚み x 幅 x 長さ)				原産地 (製造会社), 生産日, 輸入事業者名			
合板の種類	粘着の程度	ホルムアルデヒド放散量	樹種												
寸法 (厚み x 幅 x 長さ)															
原産地 (製造会社), 生産日, 輸入事業者名															

植物検疫では、カラマツが禁止品目に該当するため、所定の熱処理を施すことが求められますが、スギ・ヒノキについては植物検疫証明書の添付で輸出可能となります

2-1. 植物防疫法

法令	植物防疫法		
本法令の対象品目	4407製材 4412合板 4413改良木材（高耐久木材）	所管	農林畜産食品部（検疫政策課）
規制内容	植物検疫証明書の添付	適用対象者	輸入事業者

概要

輸入事業者が必要なアクション

目的

輸出入植物等と国内植物を検疫し、植物に害を及ぼす病害虫を防除するために必要な事項を規定することにより、農林業生産の安全と増進に貢献し、自然環境を保護すること

主要規定

第2節 輸入検疫

■ 第8条（植物検疫証明書等）

- ① 植物とその植物を入れたり包む容器・包装（以下「植物等」という）を輸入しようとする者は植物検疫証明書又は電子植物検疫証明書（以下「検疫証明書」という）を添付・送信しなければならない。

■ 第10条（輸入禁止等）

- ① 次の各号のいずれかに該当する物品等（以下「禁止品」という）は、輸入できない。
 - <改正 2013. 3. 23.>
 - 第1条第6条による病害虫リスク分析の結果、国内に流入する場合、国内植物に被害が大きいと認められる病害虫が分布している地域で生産又は発送され、又はその地域を経由（農林畜産食品部令で定める単純軽油は除く。する）ある植物として農林畜産食品部令で定めるもの

#1 植物検疫証明書の添付

- 日本から木材・木材製品の輸入は可能。樹種によって輸入禁止の品目があり、針葉樹の主なものでは、例えばマツ属、カラマツ属が輸入不可となっている。しかし、禁止品目でも、熱処理（木材類の中心部温度56度以上で30分以上維持して病害虫を死滅させる処理）を行うなどの適した方法で加工・処理したものであれば、日本政府からの植物検疫証明書を添付して輸入することは可能。
- 輸入禁止品目について指定された加工・処理を行って輸入するときは検疫証明書が必要。検疫証明書は、国際植物防疫条約（IPPC）の書式に従ったもの。

輸入事業者は、木材製品について輸入申告を提出するとともに、規格・品質についての検査を受けるため、試料と申請書類を提出する必要があります

2-2. 木材の持続可能な利用に関する法律（1）

法令	木材の持続可能な利用に関する法律		
本法令の対象品目	4407製材 4412合板 4413改良木材（高耐久木材）	所管	農林畜産食品部（検疫政策課）
規制内容	植物検疫証明書の添付	適用対象者	輸入事業者

概要

輸入事業者が必要なアクション

目的 木材の炭素貯蔵機能とその他の多様な機能を増進し、木材を持続可能に利用することで気候変動に対応し、国民の生活の質向上と国民経済の健全な発展に貢献することを目的とする

#2 輸入申告

- 日本から韓国へ輸出するにあたり、事前に電子通関システムであるUNI-PASSを利用し、輸入申告書などの関連書類を送付する必要がある。

主要規定

第4章 木材・木材製品の輸入通関及び品質管理

- 第17条（木材製品の安全性評価等）
 - ① 山林庁長は、木材製品を生産・販売又は利用するとき、人と環境に物理的・化学的被害が発生しないようにするために木材製品の安全性評価（以下「安全性評価」とする）ができる。
 - ② 安全性評価は、「林業及び山村振興促進に関する法律」第29条の2による韓国林業振興院（以下「韓国林業振興院」という。）に委託することができる。
- 第19条の2（輸入申告）
 - ① 輸入業者が販売又は営業上使用を目的に大統領令で定める木材又は木材製品を輸入する場合、農林畜産食品部令で定めるところにより、山林庁長に輸入申告をしなければならない。
- 第19条の3（輸入検査等）
 - ① 山林庁長は、第19条の2第1項により輸入申告した木材又は木材製品に対して通関手続完了前に木材又は木材製品が合法伐採されたことを証明する書類の検査業務に必要人力及び組織等大統領令で定める基準を備えた次の各号の機関の中で山林庁長が指定する検査機関に関係書類を検査するようにしなければならない。

輸入事業者は、木材製品について輸入申告を提出するとともに、規格・品質についての検査を受けるため、試料と申請書類を提出する必要があります

2-3. 木材の持続可能な調達に関する法律（2）

法令	木材の持続可能な調達に関する法律		
本法令の対象品目	4407製材 4412合板 4413改良木材（高耐久木材）	所管	農林畜産食品部（検疫政策課）
規制内容	植物検疫証明書の添付	適用対象者	輸入事業者

概要

輸入事業者が必要なアクション

目的 木材の炭素貯蔵機能とその他の多様な機能を増進し、木材を持続可能に利用することで気候変動に対応し、国民の生活の質向上と国民経済の健全な発展に貢献することを目的とする

#3 木材製品が合法的に伐採されたことを証明する書類の検査

- 法令で定められる、合法的に伐採されたことを証明する書類について、複数のもの（「輸入された木材/木材製品の合法的なログを決定するための詳細な基準」で定められる）からいずれから1つを提出することが必要。輸入申告と同時に電子通関システムUNI-PASSでの処理が可能。

主要規定

第4章 木材・木材製品の輸入通関及び品質管理

- 第17条（木材製品の安全性評価等）
 - ① 山林庁長は、木材製品を生産・販売又は利用するとき、人と環境に物理的・化学的被害が発生しないようにするために木材製品の安全性評価（以下「安全性評価」とする）ができる。
 - ② 安全性評価は、「林業及び山村振興促進に関する法律」第29条の2による韓国林業振興院（以下「韓国林業振興院」という。）に委託することができる。
- 第19条の2（輸入申告）
 - ① 輸入業者が販売又は営業上使用を目的に大統領令で定める木材又は木材製品を輸入する場合、農林畜産食品部令で定めるところにより、山林庁長に輸入申告をしなければならない。
- 第19条の3（輸入検査等）
 - ① 山林庁長は、第19条の2第1項により輸入申告した木材又は木材製品に対して通関手続完了前に木材又は木材製品が合法伐採されたことを証明する書類の検査業務に必要な人力及び組織等大統領令で定める基準を備えた次の各号の機関の中で山林庁長が指定する検査機関に関係書類を検査するようにしなければならない。

合法的伐採証明は、4つの基準のいずれかを満たした書類の提出が求められています

2-3. 木材・木材製品の合法的伐採証明書類（1/2）



以下のいずれかの書類を提出しなければならない

1. 原産国の法令に基づいて発行された伐採許可書
2. 合法伐採された木材又は木材製品を認証するために国際的に通用するもの
 - A. FSC（Forest Stewardship Council）によって発行された山林経営認証（Forest Management Certification）、林産物製品認証（Chain of Custody、Controlled Wood Certificationを含む）書類
 - B. PEFC（Programme for Endorsement of Forest Certification）によって発行された山林経営認証（Forest Management Certification）書類または林産物製品認証（Chain of Custody Certification）書類
 - C. 国別にPEFCと相互認定して登録されたもので、[別表]に記載された認証制度に基づいて発行された認証書類
 - D. 持続可能なバイオマスの利用のための国際認証体系（ISO17065体系に基づく第三者認証を含む）により発行されたもので、木材が合法的に伐採されていることが確認できる書類
3. 我が国（韓国）と原産国の2国間協議により相互認定されたもの
 - A. 輸出国の政府または政府から委任された機関が運営する山林認証制度に基づいて発行された認証書類
4. その他合法伐採されたことを証明するもの
 - A. 欧州連合（EU）が運営する「山林法執行、ガバナンス及び取引に関する自発的パートナー協約」（Forest Law Enforcement、Governance and Trade-Voluntary Partnership Agreement、FLEGT-VPA）に基づき、輸出国が構築した管理体系に基づいて発行する認証書類
 - B. 輸出国の法令により当該木材又は木材製品が合法伐採されていることを確認できる輸出許可書
 - C. 輸出国の政府又は同政府から委任された機関から当該木材又は木材製品が合法伐採されていることを確認する印（署名）が捺印された運送許可又は包装明細書等の確認書類
 - D. 不法に伐採された木材の交易制限のための法令及び制度を運営している輸出国の場合、別紙第1号書式により輸出業者が作成し署名した書類
 - E. その他、韓国と輸出国間の2国間協議によって木材の持続可能性と合法性を立証できる書類

韓国では、日本向けに合法性を証明する書類の例示を行っています

2-3. 木材・木材製品の合法的伐採証明書類 (2/2)



1. 原産国の法令に基づいて発行された伐採許可書

伐採届

証明書様式 1-2
※伐採届の写しを活用した証明 (森林所有者控除の証明書の例)

4. 別紙第7条第1項の届出書の様式 (森林所有者控除の証明書の例)

証明書の引渡先を記載して下さい。
伐採及び伐採後の造林の届出書 年 月 日

市町村長 殿

住所 届出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採の計画

伐採面積	ha		
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
伐採樹種			
伐採期			
伐採の期間			

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方別の造林計画等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
間伐による面積 (A)	ha
人工間伐による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼうぎ更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・積み込み・その他()・なし
天然下層更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・積み込み・その他()・なし

森林経営計画認定

証明書様式 1-3
※森林経営計画認定書の写しを活用した証明

別紙2

森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式 (森林所有者控除の証明書の例)

新山 太郎 殿 証明書の引渡先を記載して下さい。

森林経営計画認定書

認定番号 年 月 日

市町村長 (都道府県知事、森林水産大臣) 氏名 印

森林法第11条第1項 (第12条第1項、第12条第2項) の規定により、平成 年 月 日に請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則第8条の20第1項に掲げる場合に該当するものであり、これを適当であると認定する。

(注) 1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を削って、24-1のように記載する。
2. 変更後の認定番号については、当該森林経営計画の変更回数と、変更年度を (注) 1の認定番号の次に (第1-2号) のように記載する。
3. 変更の場合については表紙の次に (変更) と記載し、本文における当該通年単位以外の事項は削除する。

森林経営計画の概要 (伐採箇所)

- ・ 森林の所在 伐採箇所に係る情報を記載して下さい。また、これに代えて、森林経営計画書の該当箇所の写しを添付することもできます。
- ・ 樹種
- ・ 伐採面積
- ・ 伐採材種

保安林内立木伐採許可決定通知書

証明書様式 1-1
※保安林伐採許可書の写しを活用した証明 (森林所有者控除の証明書の例)

保安林内立木伐採許可決定通知書

山田 太郎 殿

山田 一郎 殿 第 号

年 月 日付けで申請のあった立木の伐採については、森林法第34条第1項の規定に基づき、下記により許可する。

年 月 日 ○○県知事 印

1 保安林の指定の目的

森林の所在場所		伐採の方法別	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積ヘクタール (m³)	備考
市郡	町村 大字 字 地番				

2 許可の条件

(1) 伐採期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。

(2) 撤出期間、撤出方法等

(参考)

1 この許可について不服がある場合は、……………。

2 この許可については、……………。

3 不服の理由が、……………。

備考: 許可が、森林法第26条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものである場合には、取次文中「(森林水産大臣) とあるのは「(○○県知事) と」、「(農務局長) とあるのは「(買戻申立て) と」、「(総長) とあるのは「(決定) とする。

【出所】日本事業者向け「木材の持続可能な利用に関する法律」ガイドライン

<https://www.forest.go.kr/kfs/images/data/down/%EC%9D%BC%EB%B3%B8%ED%91%9C%EC%A4%80%EC%A7%80%EC%B9%A88%EC%9B%9427.pdf>

輸入事業者は、検査機関に木材製品試料・関連書類を提出し、規格・品質検査を受ける義務が課されています

2-4. 木材の持続可能な利用に関する法律 (3)

概要

輸入事業者が必要なアクション

主要規定

第4章 木材・木材製品の輸入通関及び品質管理

■ 第19条の3 (輸入検査等)

- ① 山林庁長は、第19条の2第1項により輸入申告した木材又は木材製品に対して通関手続完了前に木材又は木材製品が合法伐採されたことを証明する書類の検査業務に必要人力及び組織等大統領令で定める基準を備えた次の各号の機関の中で山林庁長が指定する検査機関に關係書類を検査するようにしなければならない。
- ② 第1項により規格と品質基準が告示された木材製品を生産した者又は輸入した者は、当該木材製品を販売・流通しようとする場合には、次の各号のいずれかに該当する者に依頼し、あらかじめ規格・品質検査を実施し、当該木材製品が規格・品質基準に適合したものであることを自ら確認しなければならない。
- ⑥ 第2項により規格・品質検査を受けた木材製品を通関・販売・流通・保管しようとする者は、規格・品質検査結果を消費者が容易に知ることができる位置に表示しなければならない。

■ 第20条 (木材製品の規格・品質基準の告示及び検査等)

- ① 山林庁長は、木材製品の品質向上、消費者保護及び流通秩序確立のために大統領令で定める木材製品に対してその規格及び品質基準を告示しなければならない。
- ② 第1項により規格と品質基準が告示された木材製品を生産した者又は輸入した者は、当該木材製品を販売・流通しようとする場合には、次の各号のいずれかに該当する者に依頼し、あらかじめ規格・品質検査を実施し、当該木材製品が規格・品質基準に適合したものであることを自ら確認しなければならない。

#4 規格・品質検査を受ける義務

- 法令が定める検査機関に木材製品試料・関連書類を送付した上で、検査が実施される。

関連規定

木材製品の仕様・品質基準

- 「木材製品の品目ごとの基準及び品質基準」

輸出事業者は、輸入申告と合わせて合法的に伐採された木材であることを示す書類を提出し、規格・品質検査の結果を製品にラベリングする必要があります

2-5. 木材の持続可能な利用に関する法律 (4)

概要

輸入事業者が必要なアクション

主要規定

第4章 木材・木材製品の輸入通関及び品質管理

■ 第19条の3 (輸入検査等)

- ① 山林庁長は、第19条の2第1項により輸入申告した木材又は木材製品に対して通関手続完了前に木材又は木材製品が合法伐採されたことを証明する書類の検査業務に必要な人力及び組織等大統領令で定める基準を備えた次の各号の機関の中で山林庁長が指定する検査機関に関係書類を検査するようにしなければならない。
- ② 第1項により規格と品質基準が告示された木材製品を生産した者又は輸入した者は、当該木材製品を販売・流通しようとする場合には、次の各号のいずれかに該当する者に依頼し、あらかじめ規格・品質検査を実施し、当該木材製品が規格・品質基準に適合したものであることを自ら確認しなければならない。
- ⑥ 第2項により規格・品質検査を受けた木材製品を通関・販売・流通・保管しようとする者は、規格・品質検査結果を消費者が容易に知ることができる位置に表示しなければならない。

■ 第20条 (木材製品の規格・品質基準の告示及び検査等)

- ① 山林庁長は、木材製品の品質向上、消費者保護及び流通秩序確立のために大統領令で定める木材製品に対してその規格及び品質基準を告示しなければならない。
- ② 第1項により規格と品質基準が告示された木材製品を生産した者又は輸入した者は、当該木材製品を販売・流通しようとする場合には、次の各号のいずれかに該当する者に依頼し、あらかじめ規格・品質検査を実施し、当該木材製品が規格・品質基準に適合したものであることを自ら確認しなければならない。

#5 ラベル表示義務

- #4で検査を受けた木材製品について、法令で定められる項目をラベル表示する必要がある。

3. 調査結果_品質・規格

(対象国・地域における木材製品の流通・販売に係る規制及び制度)

建築基準含め、木材製品の流通・販売上の認証取得義務はなく、また森林認証についても必須ではないことから、品質・規格上の問題は少ないと考えられます

3. 韓国における品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等（1）

#	品質・規格	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	「木材の持続可能な利用に関する法律」が定める規格・品質基準	木材の持続可能な利用に関する法律（第19条の3「輸入検査等」）	山林庁 木材産業課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸入事業者または木材製品の生産者は、規格及び品質基準が告示された木材製品を売・流通しようとする場合には、次の各号のいずれかに該当する者に依頼し、あらかじめ規格・品質検査を実施し、当該木材製品が規格・品質基準に適合したものであることを自ら確認しなければならない。 ■ 「木材製品の品目ごとの基準及び品質基準」において品目ごとの規格・基準の説明がある。 	2-2. 輸入申告の時点で、検査機関に試料送付・検査→検査結果受領	輸入事業者
2	KSF規格	-	韓国 木材協会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「木材製品の品目ごとの基準及び品質基準」と異なる規格が存在する。 <ul style="list-style-type: none"> • KSF 3113・・・構造用合板 • KSF 3020・・・針葉樹構造材 	必要に応じて認定取得	木材事業者
3	建築基準（建築構造基準）	大韓民国 国土海洋部告示 第2009-1245号	国土海洋部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築構造基準（大韓民国 国土海洋部告示 第2009-1245号）によると、構造用製材の材種と寸法は「KSF 3020（針葉樹構造用材）」によることになっている。これは木材製品の規格と品質基準（国立山林科学院告示第2019-10号）の付属書1にある「製材」と大半が同じであるが、異なる部分もある。 	必要に応じて認定取得	木材事業者
4	森林認証（韓国森林認証制度（KFCC））	韓国型国家森林認証制度（KFCC）	韓国林業振興院	<ul style="list-style-type: none"> ■ 韓国山林認証制度（KFCC）は2018年6月にPEFCとの相互認証が承認されている。 ■ 韓国木材新聞の2020年1月17日の記事「2月からFM認証原木をCoC認証企業に優先提供...”特惠”論議が浮上」によると、山林庁が韓国山林認証制度（KFCC）の活性化を図るため、国有林で生産された原木を優先的に買入れる機会を山林認証を取得した会社へ提供したことに対する木材産業界の批判的な意見が紹介されている。このような事実から、公共部門における山林認証への誘導政策は実施されているものの、法規制などによる制限はないように見受けられる。 	必要に応じて認定取得	木材事業者

中高層木造建築等、一定の広さ以上の木造建築物の構造材については、耐火認定の取得が義務付けられているため注意が必要です

3. 韓国における品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等（2）

#	品質・規格	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
5	一定規模以上の木造建築物における耐火構造認定取得の義務	<p>建築法施行令 [施行2022.12.8.] [大統領令第33023号、2022.12.6.、他法改正] 第56条</p> <p>耐火構造の認定と管理基準 [施行 2014. 4. 18.] [国土交通部告示第2014-200号、2014. 4. 18.、一部改正]</p>	国土交通省 (建物安全課)	<p>■ 韓国では、建築法施行令により、下記の基準で定められる建築物については、耐火構造としなければならないと定められている。下記の基準に該当する建築物に用いられる構造材等の木材については、KS規格の耐火構造認定を取得していることが必要となる。</p> <p>1. 第2種近隣生活施設のうち公演場・宗教集会場(当該用途に用いる床面積の合計がそれぞれ300平方メートル以上の場合に限る。)、文化及び集会施設(展示場及び動植物園を除く。)、宗教施設、娯楽施設のうち酒場営業及び葬儀施設の用途に用いる建築物で観覧室又は集会室の床面積の合計が200平方メートル(屋外観覧席の場合には1,000平方メートル)以上の建築物</p> <p>2. 文化及び集会施設のうち展示場又は動植物園、販売施設、運輸施設、教育研究施設に設置する体育館・講堂、修練施設、運動施設のうち体育館・運動場、娯楽施設(酒場営業の用途に用いるものを除く。)、倉庫施設、危険物貯蔵及び処理施設、自動車関連施設、放送通信施設のうち放送局・電信電話局・撮影所、墓地関連施設のうち火葬施設・動物火葬施設又は観光休憩施設の用途に使う建築物で、その用途に使う床面積の合計が500平方メートル以上の建築物 等</p>	必要に応じて 認定取得	木材 事業者

韓国では2種類の類似規格があり、木材製品取引の場面では、両基準への準拠の必要性を確認する必要があります

3-1. 「木材の持続可能な利用に関する法律」が定める規格・品質基準

3-2. KSF規格

3-1.
「木材の持続可能な利用に関する法律」が定める規格・品質基準

- 「木材製品の品目ごとの基準及び品質基準」において品目ごとの規格・基準の説明が存在する。
- 法令上は、「木材製品を生産した者又は輸入した者は、当該木材製品が規格・品質基準に適合したものであることを自ら確認しなければならない」となっていることから、**順守義務があると考えられる。**
- 国内輸出事業者と韓国内の輸入事業者双方で、準拠確認が必要である。

3-2.
KSF規格

- 韓国木材協会が定める品目ごとの規格・基準である。
- 韓国市場においてはKSF規格が認知されているが、任意規格であり、建築物での利用時を含め、取得が必須な規格ではない。

基準への対応



- 日本国内の輸出事業者と、韓国内の輸入事業者双方で、3-1基準への準拠確認の実施主体について合意をとることが必要
- 3-2 KSF規格については、基準への準拠を取引条件とするか、双方が合意する必要がある

韓国の定める「木材製品の品目ごとの基準及び品質基準」と、日本農林規格（JAS）における同一製品の品質基準では、構造材について共通項が多いことが確認されました

3-1. 木材製品の品目ごとの基準及び品質基準

【品質基準比較】日本の乙種構造材、韓国の柱構造製材を含むカテゴリ

	韓国	日本
材面の品質*1	品質基準に準じるもの	品質基準に準じるもの
インサイジング	N/A	欠点とみなさない（ただし、製材の曲げ強さ及び曲げヤング係数の低下がおおむね1割を超えない範囲内とする。）
保存処理*2	国立山林科学院長が告知した「木材製品の規格と品質基準付属書2（腐剤木材）」にて定めた使用環境範疇別処理基準に準じるもの	保存処理基準に準じるもの
含水率*3	含水率基準に準じるもの	含水率基準に準じるもの
寸法*4	寸法基準に準じるもの	寸法基準に準じるもの
樹种群区分	樹种群区分基準に準じるもの	N/A（※保存処理に含まれる）
基準可容応力	KSF 3020「付属書A 構造用製材の可容応力」に準じるもの	N/A
機械等級	機械等級基準に準じるもの	N/A

3-1.木材製品の品目ごとの基準及び品質基準

【品質基準比較】日本の乙種構造材、（韓：柱構造製材）の材面の品質における比較表

韓国語	日本語	韓国			日本		
		1等級	2等級	3等級	1級	2級	3級
옹이지름비	節	径比が25%以下	径比が35%以下	径比が45%以下	径比が30%以下	径比が40%以下	径比が70%以下
옹이지름비-원주류	節-円柱類	N/A	N/A	N/A	径比が26%以下	径比が35%以下	径比が62%以下
모인옹이 지름비	集中節	径比が50%以下	径比が70%以下	径比が90%以下	径比が45%以下	径比が60%以下	径比が90%以下
모인옹이 지름비-원주류	集中節-円柱類	N/A	N/A	N/A	径比が39%以下	径比が53%以下	径比が79%以下
둥근몸 (길이제외)	丸身	10%以下	20%以下	30%以下	10%以下	20%以下	30%以下
할렬	貫通割れ-木口	木口の長辺の寸法以下	木口の長辺の寸法の1.5倍以下	木口の長辺の寸法の2倍以下	木口の長辺の寸法以下	木口の長辺の寸法の1.5倍以下	木口の長辺の寸法の2倍以下
관통균열-재면	貫通割れ-材面	N/A	N/A	N/A	ないこと	材長の1/6以下	材長の1/3以下
윤할	目まわり	材長の1/6以下		材長の1/2以下	木口の短辺の寸法の1/2以下		-
섬유주행경사	繊維走行の傾斜比	1：12以下	1：8以下	1：6以下	1：12以下	1：8以下	1：6以下
평균연륜폭	平均年輪幅 (ラジアタパインを除く)	6mm以下		制限しない	6mm以下	8mm以下	10mm以下
골수심 또는 골수-횡단면의 장변이 240mm미만	髓心部又は髓-木口の長辺が240mm未満のもの	N/A	N/A	N/A	髓の中心から半径50mm以内の部分の年輪界がないこと		
골수심 또는 골수-횡단면의 장변이 240mm이상	髓心部又は髓-木口の長240mm以上のもの	N/A	N/A	N/A	木口の長辺に係る材面におけるりょう線から材面の幅1/3の距離までの範囲において髓の中心から半径50mm以内の部分の年輪界がないこと		
부패	腐朽	N/A	N/A	N/A	ないこと	1. 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10%以下であること 2. 程度の重い腐れがないこと	1. 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の30%以下 2. 程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10%以下
굽음	曲がり	0.3%以下	0.4%以下	0.5%以下	0.2%以下	0.5%以下	
굽음-마감재료	曲がり-仕上げ材	N/A	N/A	N/A	0.1%以下	0.2%以下	
기타결점	狂い及びその他の欠点	軽微なこと		顕著でないこと	軽微なこと	顕著でないこと	利用上支障のないこと

3-1.木材製品の品目ごとの基準及び品質基準

【品質基準比較】日本の乙種構造材、(韓：柱構造製材) 目視等級区分構造用製材の保存処理

韓国語	日本語		記号	韓国	日本
제 4 급 암모늄 화합물	第四級アンモニウム化合物系	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤	AAC-1	×	○
제 4 급 암모늄 비 에스테르 피레스로이드 화합물	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	N, N -ジデシル - N -メチル - ポリオキシエチル - アンモニウムプロピオネート・シラフルオフエン剤	SAAC	×	○
붕소・제 4 급 암모늄 화합물 계	ホウ素・第四級アンモニウム化合物系	ホウ素・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤	BAAC	×	○
구리/알킬암모늄화합물	銅・第四級アンモニウム化合物系	銅・N -アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロリド剤	ACQ-1	○	○
		銅・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤	ACQ-2	○	○
구리/아졸화합물	銅・アゾール化合物系	銅・シプロコナゾール剤	CUAZ	×	○
		銅・アゾール化合物系木材保存剤	CUAZ-1	○	×
		銅・アゾール化合物系木材防腐剤	CUAZ-2	○	×
		N/A	CUAZ-3	○	×
구리/사이크로핵실디아제니움디옥시-음이온화합물	銅・シクロヘキシルダイアゼニウムジ옥シ-マイナスイオン化合物	N/A	CuHDO-1	○	×
			CuHDO-2	○	×
			CuHDO-3	○	×
아졸・네오 니코 티 노이드 화합물	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール・イミダクロプリド剤	AZN	×	○
지방산 금속염	脂肪酸金属塩系	ナフテン酸銅乳剤	NCU-E	×	○
		ナフテン酸亜鉛乳剤	NZN-E	×	○
		第三級カルボン酸亜鉛・ペルメトリン乳剤	VZN-E	×	○
나프텐산구리	ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸銅油剤	NCU-O	○	○
		N/A	NCU-W	○	×
나프텐산아연	ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛油剤	NZN-O	○	○
		N/A	NZN-W	○	×
크레오소트유	クレオソート油	クレオソート油剤	A	×	○
붕소 화합물	ホウ素化合物系	ホウ砂・ホウ酸混合物又は八ホウ酸ナトリウム製剤	B	×	○
테부코나졸, 프로피코나졸, 3-요오드-2-닐부틸카바메이트	テブコナゾール、プロピコナゾール、3-ヨード-2-ニ부틸カルバ메ート	N/A	TPI	×	×
마이크로나이즈드 구리/알킬 암모늄화합물	マイクロナイズ드銅・アルキルアンモニウム化合物	N/A	MCQ	×	×

3-1.木材製品の品目ごとの基準及び品質基準

【品質基準比較】日本の乙種構造材、（韓：柱構造製材） 浸潤度試験結果基準

韓国	日本		測定範囲	韓国	日本				
	使用環境範疇 ^{*3}	性能区分		樹種区分	辺材部分	心材部分		辺材部分	心材部分
					浸潤度	浸潤度	材面からの浸潤の深さ	浸潤度	浸潤度
N/A	K1	すべての樹種	—	N/A	N/A	N/A	90%以上	—	
N/A	K2	耐久性D1の樹種 ^{*1}	材面から深さ10mmまで	N/A	N/A	N/A	80%以上	20%以上	
		耐久性D2の樹種 ^{*2}	材面から深さ10mmまで	N/A	N/A	N/A	80%以上	80%以上	
H3 (H3A,H3B)	K3	すべての樹種	全層	80%以上	N/A	N/A	N/A	N/A	
			材面から深さ10mmまで	N/A	80%以上	8以上	80%以上	80%以上	
N/A	K4	耐久性D1の樹種 ^{*1}	材面から深さ10mmまで	N/A	N/A	N/A	80%以上	80%以上	
			材面から深さ15mmまで	N/A	N/A	N/A	80%以上	80%以上	
		耐久性D2の樹種 ^{*2}	材面から深さ20mm（木口の短辺が90mmを超える製材）	N/A	N/A	N/A	80%以上	80%以上	
H4 (H4A,H4B)	すべての樹種	すべての樹種	全層	80%以上	N/A	N/A	N/A	N/A	
			材面から深さ10mmまで	N/A	80%以上	8以上	N/A	N/A	
			材面から深さ15mmまで	N/A	80%以上	12以上	N/A	N/A	
H5	K5	すべての樹種	全層	80%以上	N/A	N/A	N/A	N/A	
			材面から深さ15mm	N/A	80%以上	12以上	80%以上	80%以上	
			材面から深さ20mm（木口の短辺が90mmを超える製材）	N/A	80%以上	16以上	80%以上	80%以上	
N/A			材面から深さ30mm（円柱類の場合、すべての直径において）	N/A	N/A	N/A	80%以上	80%以上	

H1：室内環境

H2：室内または制限的な室外環境

H3：室外の非接地環境

H3A：室外の非接地であり、降雨から保護される地上部

H3B：室外の非接地であり、降雨から保護されない地上部

H4：室外接地または淡水接足環境

H4A：接地に使われる環境

H4B：接地または淡水と接足するところに使用する、劣化が激しい環境

H5：室外、海水と接足する環境

*1：ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、バイスギ、ベイヒバ、ペイマツ、ダフリカカラマツ、サイプレスイン

*2：上記以外のもの

*3：H1およびH2の使用環境で防腐木材の使用が必要な場合はH3を使用する

3-1.木材製品の品目ごとの基準及び品質基準

【品質基準比較】日本の乙種構造材、（韓：柱構造製材）目視等級区分構造用製材の含水率

区分				含水率基準	
韓国語	日本語	韓国	日本	韓国	日本
건조재	乾燥材	KD12, D12	N/A	12%以下	N/A
		KD15, D15	SD15, D15	15%以下	15%以下
		KD19, D19	N/A	19%以下	N/A
		N/A	SD20, D20	N/A	20%以下
		N/A	D25	N/A	25%以下
생재	未乾燥材	G	N/A	19%超過	N/A

寸法における比較表

区分	寸法		表示された寸法と測定した寸法との差（単位：mm）				
	韓国	日本	韓国		日本		
木口の短辺及び 木口の長辺	乾燥材	30未満	75未満	+0.5	-0.5	+1.0	-0
		30以上90未満		+1.0	-1.0		
		90以上	75以上	+1.5	-1.5	+1.5	-0
	未乾燥材	90未満	75未満	+2.0	-0	+2.0	-0
		90以上	75以上	+3.0	-0	+3.0	-0
	材長			+制限なし	-0	+制限なし	-0

韓国の定める「木材製品の品目ごとの基準及び品質基準」と、日本農林規格（JAS）における同一製品の品質基準の比較では、普通合板も共通項が多いと言えます

3-1. 木材製品の品目ごとの基準及び品質基準

【品質基準比較】普通合板

	韓国	日本
接着の程度	0.7MPa以上であること	単板の樹種により0.4～1.0MPaであること
含水率	13%以下であること	14%以下であること
ホルムアルデヒド放散量	性能区分ごとに平均値、最大値制限あり	性能区分ごとに平均値は0.3～5.0以下であり、最大値は0.4～7.0以下であること
防虫	N/A	防虫処理を行っており、防虫処理試験の結果、薬剤の吸収量が基準値以下であること
板面の品質	板面の品質の基準に適合すること	板面の品質の基準に適合すること
心重なり	N/A	2個以下または3個以下
心離れ	N/A	2個以下または4個以下
心板又はそえ心板の厚薄	N/A	単板厚さの平均値の6%を超えないこと
側面及び木口面の仕上げ	N/A	毛羽立ちがないこと
反り又はねじれ	N/A	矢高が50mm以下か、手で押して水平面に接触するか、質量10kgの重りを載せたとき水平面に接触する
辺の曲がり	N/A	曲がりの最大矢高が1mm以下であること
寸法	N/A	寸法の許容差制限あり
密度	密度試験方法に準ずること	N/A

3-1.木材製品の品目ごとの基準及び品質基準 【品質基準比較】普通合板における接着の程度

韓国			日本		
区分	一般	耐水引長剪断粘着力試験が不可能な場合	区分	一般	平行層及び化粧単板接着層
耐水	耐水引長せん断粘着力 (=せん断強度) が0.7MPa以上であること	試験片の同一接着層における剥離しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること	1類	煮沸繰返し試験／スチーミング処理試験／減圧加圧試験のいずれかの結果が表①の値以上であること	試験片の同一接着層における剥離しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること
準耐水			2類	温冷水浸せき試験の結果が表①の値以上であること	

【表①】

単板の樹種		平均木部破断率 (%)	せん断強さ (MPa又はN/mm ²)
広葉樹	カバ		1
	ブナ、ナラ、イタヤカエデ、アカダモ、シオジ、ヤチダモ		0.9
	セン、ホオ、カツラ、タブ		0.8
	ラワン、シナその他広葉樹		0.7
針葉樹			0.7
		50	0.6
		65	0.5
		80	0.4

3-1.木材製品の品目ごとの基準及び品質基準 【品質基準比較】普通合板における板面の品質

板面の品質 (*1)

韓国語	日本語	英語	韓国		日本		
			広葉樹単板	針葉樹単板	広葉樹単板		針葉樹単板
					*1の広葉樹単板	その他の広葉樹単板	
앞면	表面	Face	○ (①)	○ (②)	○ (①)	○ (①)	○ (②)
겉모양 (중판, 병판)	模様(芯板、副芯板)	Appearance (core and crossband)	○ (③)	N/A	N/A	N/A	N/A
뒷면	裏面	Back	○ (④)	N/A	○ (④)	○ (④)	N/A

*1：カバ、ブナ、ナラ、イタヤカエデ、アカダモ、シオジ、ヤチダモ、セン、ホオ、カツラ、タブ、ラワン、シナ

- ① 広葉樹単板を用いたものの表面の品質の基準、② 針葉樹単板を用いたものの表面の品質の基準、③ 広葉樹単板を用いたものの模様(芯板、副芯板)の品質の基準
④ 広葉樹単板を用いたものの裏面の品質の基準

3-1.木材製品の品目ごとの基準及び品質基準

【品質基準比較】普通合板における板面の品質 (②針葉樹単板を用いたもの)

韓国語	日本語	英語	韓国		日本			
			1等級	2等級	1等級	2等級	3等級	4等級
긴지름이5mm 가 넘는 산용이의 긴지름과그 수	長径が5mmを 超える生き節の 長径とその数	N/A	N/A	N/A	長径が20mm以下 であって、その数が 板面積1平方メー トル当たり3 以下であること	長径が50mm以下 であって、その数が 板面積1平方メー トル当たり5個以下 であること	長径が50mm以下 であって、その数が 板面積1平方メー トル当たり7個以下 であること	長径が500mm以下 であって、その数 が板面積1平方メー トル当たり7個 以下であること
긴지름이5mm 가 넘는 죽은용이의 긴지름과 그 수	長径が5mmを 超える死に節の 長径とその数	N/A	N/A	N/A	長径が15mm以下 であって、その数が 板面積1平方メー トル当たり3個 以下であること	長径が20mm以下 であって、その数が 板面積1平方メー トル当たり3個 以下であること	長径が75mm以下 であって、その数が 板面積1平方メー トル当たり7個以下 であること	長径が100mm以下 であって、その数 が板面積1平方メー トル当たり7個 以下であること
산용이	生き節	Live knot	板の面積1m ² あたり5個以下 であること	制限しない	N/A	N/A	N/A	N/A
죽은용이	死に節	Dead knot	適切に補修した 場合、個々の径が 50mm以下であり、 径の合計は1m ² あ たり250mm以下で あること	適切に補修した 場合、個々の径が 50mm以下 であること	N/A	N/A	N/A	N/A
빠진 용이 및 구멍	抜け節又は穴	Loose knot and knot hole	適切に補修した 場合、個々の径が 50mm以下であり、 径の合計は1m ² あ たり250mm以下で あること	適切に補修した 場合、個々の径が 50mm以下 であること	抜け落ちた部分又 は穴の板幅方向の 径が3mm以下 であること	抜け落ちた部分又 は穴の板幅方向の 径が5mm以下 であること	抜け落ちた部分又 は穴の板幅方向の 径が40mm以下 であること	抜け落ちた部分又 は穴の板幅方向の 径が75mm以下 であること
단판메꿈	埋め木	Chipboard patch	N/A	N/A	板幅方向の径が 50mm以下で あること	板幅方向の径が100mm以下であること		
껍질박이 및 진주머니	入り皮又は やにつぼ	Bark pocket and resin pocket	適切に補修されてい て、長径が30mm以 下であること	軽微であること	長径が30mm以下 であること	長径が45mm以下 であること	長径が60mm以下であること	

3-1.木材製品の品目ごとの基準及び品質基準

【品質基準比較】普通合板における板面の品質（②針葉樹単板を用いたもの）

韓国語	日本語	英語	韓国		日本			
			1等級	2等級	1等級	2等級	3等級	4等級
썩음	腐れ	Decay	ないこと		ないこと			
갈라짐	開口した割れ 又は欠け	Split	幅5mm以下であるか、適切に充填した場合、長さが板長の25%以下、その個数が1個以下であること	幅15mm以下であるか、適切に充填した場合、長さが板長の50%以下、その個数が3個以下であること	長さが板長の20%以下、幅1.5 mm以下のもので、その個数が2個以下であること	長さが板長の40%以下、幅6 mm以下のもので、その個数が3個以下であること または長さが板長の20%以下、幅3mm以下のもので、その個数が6個以下であること	板面における長さの方向のりょう線から25mm以内の部分における幅が6mm以下であること 前記の部分以外にあっては (1) 板面における幅の方向のりょう線から200mm離れた箇所における幅が10mm以下のもので、かつ、先端が狭くなっていること又は板面における幅の方向のりょう線から200mm離れた箇所における幅が15mm以下のもので、かつ、長さが50%以下であること (2) 板面における幅の方向のりょう線から200mm以内の幅が50mm以下であること	板面における長さの方向のりょう線から25mm以内の部分における幅が6mm以下であること 前記の部分以外にあっては (1) 板面における幅の方向のりょう線から200mm離れた箇所における幅が25mm以下のもので、かつ、先端が狭くなっていること (2) 板面における幅の方向のりょう線から200mm以内の幅が75mm以下であること
가로부러짐	横割れ	Cross break	N/A	N/A	ないこと		長さが板幅の10%以下であること。	

3-1.木材製品の品目ごとの基準及び品質基準

【品質基準比較】普通合板における板面の品質 (②針葉樹単板を用いたもの)

韓国語	日本語	英語	韓国		日本			
			1等級	2等級	1等級	2等級	3等級	4等級
벌레구멍 및 자리	虫穴	Worm hole or trace	ないこと	板面に対して垂直で虫穴の径が16mm以下、または虫跡の長さが40mm以下であること	円状のものにあっては、長径が1.5mm以下であること 線状のものにあっては、長径が10mm以下で、その個数が板面積の平方メートルの数の4倍以下であること	集在していないこと		
기타 결점	その他の欠点	Other defects	軽微であること	顕著でないこと	軽微であること	顕著でないこと		
진 줄무늬	樹脂流れ筋	Resin streak	軽微であること	制限しない	N/A	N/A	N/A	N/A
멤보수(가장 자리보수)	鑄掛け補修	Patch repair	適切に補修されていて、1m ² あたり4個以下であること	顕著でないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
변색	変色	Discoloration	軽微であること	顕著でないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
이음매틈	はぎ	Joint gap	周りの版面と色が調和され、透きがないこと	周りの版面と色が調和され、透きが目立たないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
겹침	単板の重ね	Overlap	1m ² あたり長さ200mm以下であり、2つ以下であること	1m ² あたり長さ400mm以下であり、2つ以下であること	N/A	N/A	N/A	N/A
부품	膨れ	Blister	ないこと		N/A	N/A	N/A	N/A
거칠음	木目の粗さ	Roughness	軽微であること	顕著でないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
연마자국	研磨の跡	Sanding through	ないこと	表面の面積の1%以下であること	N/A	N/A	N/A	N/A

3-1.木材製品の品目ごとの基準及び品質基準

【品質基準比較】普通合板における板面の品質（②針葉樹単板を用いたもの）

韓国語	日本語	英語	韓国		日本			
			1等級	2等級	1等級	2等級	3等級	4等級
골, 혹 및 자국	凹み、突出、跡形	Hollow, bump and mark	適切に充填した場合、表面1m ² あたりで幅3mm以下であるか、長さ6mm以下であり、2つ以下であること	顕著でないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
접착제 배어나옴	接着剤のしみ出し	Bleed through	ないこと	表面の面積の5%以下であること	N/A	N/A	N/A	N/A
함입 금속편	金属によるプレスマーク(くぼみ)	Press mark by metal	ないこと。ただし芯板または副芯板の場合、外観上、顕著でないこと		N/A	N/A	N/A	N/A
연마 또는 절단에 의한 측면결점	研磨または切断による側面の欠点	Abrasive or cut side defects	側面から3mm以下であること	側面から5mm以下であること	N/A	N/A	N/A	N/A

中高層木造建築等、一定の広さ以上の木造建築物の構造材については、耐火認定の取得が義務付けられているため注意が必要です

3-5.一定規模以上の木造建築物における耐火構造認定取得の義務

概要

木材事業者が必要なアクション

■ 第56条(建築物の耐火構造)

次の各号のいずれかに該当する建築物(第5号に該当する建築物として2階以下の建築物は地下層部分のみ該当する)の主要構造部と屋根は耐火構造とする。

1. 第2種近隣生活施設のうち公演場・宗教集会場(当該用途に用いる床面積の合計がそれぞれ300平方メートル以上の場合に限る。)、文化及び集会施設(展示場及び動植物園を除く。)、宗教施設、娯楽施設のうち酒場営業及び葬儀施設の用途に用いる建築物で観覧室又は集会室の床面積の合計が200平方メートル(屋外観覧席の場合には1,000平方メートル)以上の建築物
2. 文化及び集会施設のうち展示場又は動植物園、販売施設、運輸施設、教育研究施設に設置する体育館・講堂、修練施設、運動施設のうち体育館・運動場、娯楽施設(酒場営業の用途に用いるものを除く。)、倉庫施設、危険物貯蔵及び処理施設、自動車関連施設、放送通信施設のうち放送局・電信電話局・撮影所、墓地関連施設のうち火葬施設・動物火葬施設又は観光休憩施設の用途に使う建築物で、その用途に使う床面積の合計が500平方メートル以上の建築物
3. 工場の用途で使用する建築物でその用途に使う床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物。ただし、火災の危険が少ない工場として国土交通部令で定める工場は除く。
4. 建築物の2階が一戸建てのうち多重住宅及び多世帯住宅、共同住宅、第1種近隣生活施設(医療の用途で使用する施設に限る。)、第2種近隣生活施設のうち多重生活施設、医療施設、老幼者施設のうち児童関連施設及び老人福祉施設、修練施設のうちユースホステル、業務施設のうちオフィス・ホテル、宿泊施設又は葬儀施設の用途に使用する建築物で、その用途に使う床面積の合計が400平方メートル以上の建築物

等

#4 KS耐火認定の取得義務

- 韓国建設技術研究院によるKS耐火構造認定の取得プロセスを経て、認定を取得しなければならない。

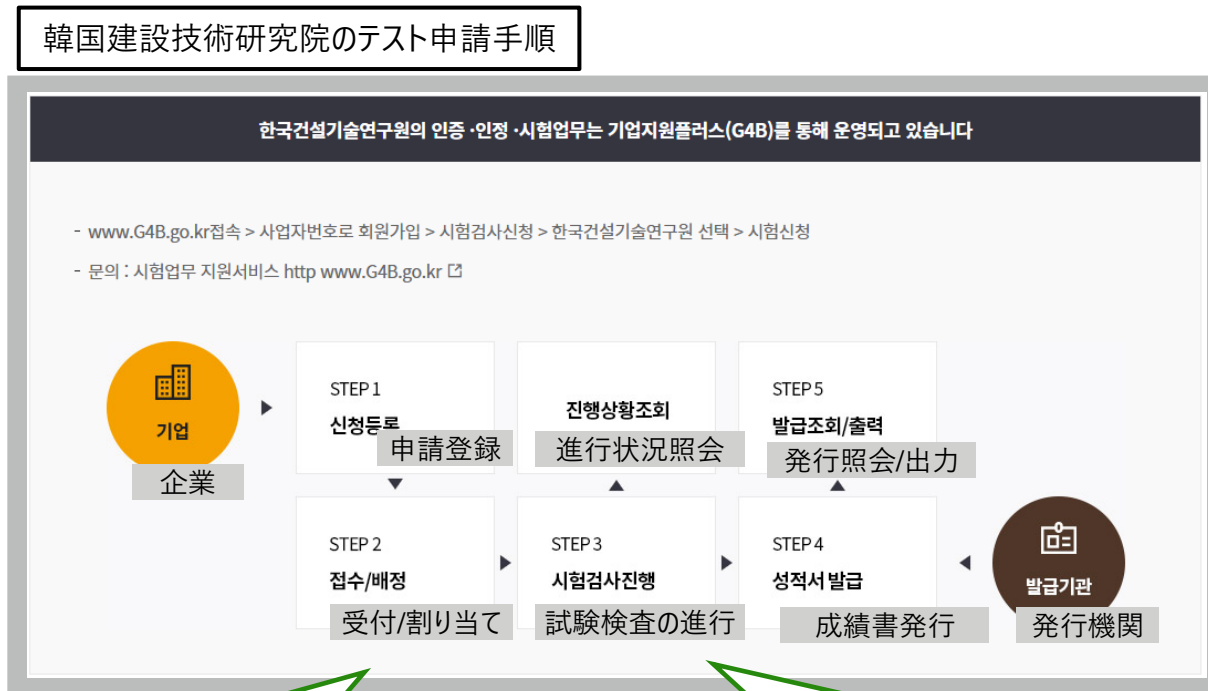
主要規定

関連規定

耐火構造の認定と管理基準

韓国建設技術研究院の認定取得プロセスは下記の流れとなりますが、資金・期間の面で国内事業者の認定取得はハードルが高いと考えられます

3-5. KS耐火認定取得プロセス



ヒアリングによると、現在耐火認定の取得申請は、2年ほどの待機期間があるとのこと。

ヒアリングによると、試験検査においては、韓国の検査員が日本の工場に来て検査を実施する必要がある。また、それらの経費もすべて負担する必要があるとのこと。

4. ヒアリング結果

国内・海外事業者へのインタビューにより、現在の輸入に必要な手続き・品質規格等について確認しました

4. 国内・海外事業者ヒアリング (1/3)

カテゴリー	インタビュー内容（事業者名）
<p data-bbox="105 396 244 454">2-1.</p> <p data-bbox="192 539 323 575">植物検疫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ マツの輸入については、韓国が認める乾燥機（日本国内に10か所ほどしかない）を使用していないと輸入が認められないケースが過去にあった。熱処理の要件を満たしていても輸入が認められない懸念がある。以下のようなケースも過去に存在した。（A社） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 展示会用に輸出した木材を没収されたケース/輸出した木材をコンテナごと没収されたケース ➢ 宮崎のプレカット工場から輸出したEngineering Woodの梁（Redwood）が没収されたケース ■ これまで集成材、CLTの輸出にあたり、求められたことはない。（C社） ■ マツの輸出を行う際の手続きが煩雑であることを理由に、マツの輸出を避け、ヒノキの輸出に切り替えたことがある(韓国側の輸入者の意向による変更)。検疫要件等，輸出全般に言えることだが先方（現地側）の担当者が木材輸入に精通していない場合が多く、意思疎通の手間やリスクを考慮した選択肢を取る事もあり得ると考えている。（C社）
<p data-bbox="105 803 244 861">2-3.</p> <p data-bbox="140 875 375 946">木材・木材製品の合法的伐採証明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提出実績あり。（A社） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 今までは、必要な書類はほぼすべて製材メーカーが用意して韓国支店（B社）が受領。B社から通関に必要な書類と合わせてフォワーダに提出→フォワーダーが税関に提出、といった流れで提出していた ➢ 輸入する物品のリストの内容物に合わせて作成し、コンテナ毎に添付していた ➢ 製材メーカーが輸入手続きに慣れているため、今まで手続きで問題となることはなかった ■ 合法証明書類を提出したことはないが、自社では出荷証明（JAS性能表示も兼ねたもの）の中で合法木材である旨の記載を行っているため、それが合法木材である旨を証明する書類として扱われていると考えられる（C社）
<p data-bbox="105 1103 244 1160">2-4.</p> <p data-bbox="126 1160 395 1196">品質・規格適合検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 韓国の取引相手の特約代理店が手続きを実施。ソウル・釜山に置いている製品在庫を、製品サンプルとして提出している。（D社） ■ B社では行ったことはない。現時点では韓国側フォワーダーからの情報共有も受けていない。フォワーダーは木材関連の規制について詳しく、逐次B社に情報共有を行っている。（B社） ■ 規格・検査に関しては、通常は書類検査が行われ、製材品等の性能を示す書類を提出すれば十分である。（E社）

国内・海外事業者へのインタビューにより、現在の輸入に必要な手続き・品質規格等について確認しました

4. 国内・海外事業者ヒアリング (2/3)

カテゴリー	インタビュー内容（事業者名）
2-5. ラベル表示	<ul style="list-style-type: none">■ 製材品は同一サイズで大量に輸入される場合、例えばラミナであれば、ラミナ1枚1枚にラベリングを打つことが必要。プレカット製品についてはバンドルごとにラベリングする。複数のアイテムは表を作って、個別製品をリスト化して対応する。（E社）
3-2. KSF規格	<ul style="list-style-type: none">■ KSMマークの認定を受ける際は、サンプル提出を含めた複雑な手続きが必要である。韓国林業振興院などが関連する。→プレカットの木材をメインに扱っているため、現時点では複雑な手続きは行っていない（A社）■ 韓国の木材業者との話を通して強度・害虫・難燃性などに関する規格があることは認識しているが、現状それらに問題がない木材を使用しているため、実務上規格を扱ったことはない。建設を行う際にKSF規格への適合が必須であるという認識もない。（B社）
3-3. 建築基準	<ul style="list-style-type: none">■ 木材製品を建築に使用する際には、チェック体制がある。骨組みの状態の強度を図る構造計算を韓国の建築士に依頼し、竣工検査を行う機関に提出する必要がある。（B社）<ul style="list-style-type: none">➢ 木材についての情報（土台・梁・柱の樹種、集材・無垢材）をもとに計算を行う➢ 構造検査はどの工法で建てられた建築物にも必須➢ 製材品等を扱う際には構造検査以外のチェック体制もあると考えられるが、B社はプレカットの木材を扱うことが大半であるため構造検査以外の検査が必要になったことはない

国内・海外事業者へのインタビューにより、現在の輸入に必要な手続き・品質規格等について確認しました

4. 国内・海外事業者ヒアリング (3/3)

カテゴリー	インタビュー内容（事業者名）
<p data-bbox="105 454 244 511">3-5.</p> <p data-bbox="126 596 389 739">一定規模以上の木造建築物における耐火構造認定取得の義務</p>	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="441 382 1974 454">■ 床面積が200m²以上の物件は、主要構造材について耐火構造の認定が求められるため、自社で建築している木造建築物は、床面積を200m²以下としている。（B社）<li data-bbox="441 461 1974 953">■ KS耐火認定の取得は、KSF認定をあらかじめ取得している企業とそうでない企業で、プロセスが下記のように異なる。（B社）<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="472 539 1943 725">① KSF3021の「構造用集成材」認定企業（製造会社）は、耐火テストを実施せずに認定を受けることが可能 構造材（構造用無垢材）・・・KSF3020 構造材（構造用集成材）・・・KSF3021 建築部材耐火標準・・・KSF1611-3 軽骨木構造耐火標準・・・KSF1611-1<li data-bbox="472 732 1943 803">② KSF3021の「構造用集成材」認定企業（製造会社）ではない場合は耐火テストが必要 韓国建設技術研究院（www.kict.re.kr）との相談によって必要なKS認証の取得のための準備が必要<li data-bbox="441 818 1974 953">■ 日本の木材の場合、①には該当しないので②の「韓国建設技術研究院」と相談して耐火テスト→在荷テストという順でクリアしてからKS認証がもらえるような仕組みとなっている。更に海外の製造メーカーがKS認証を取得するためには、韓国企業も同じであるが、待機時間も約2年ぐらいでかなり長く、審査の実施時には審査員が日本の製造メーカーの工場に出張する必要があり、その全ての経費負担もしなければならないなど、費用面の負担も大きい。（B社）

5. 考察（日本産木材製品の位置づけ）

韓国への輸出では、カラマツ等で植物検疫上の障壁がある他、中高層木造建築物向けに日本産木材製品を輸出するためにはKS耐火認定取得が求められることに注意が必要です

5. 韓国における日本産木材製品の位置付け

輸入手続き上の課題

- 韓国においては、マツ・カラマツ製品については、植物検疫上の問題があり、輸出する上での障壁があると言える。その他の樹種については植物検疫上の問題は大きくないと考えられる。
- 「木材の持続可能な利用に関する法律」が定める規格・品質基準については、実務実態としては試料の提出等が毎回求められるわけではなく、輸入事業者が書面上でやりとりするケースも多いとのことであり、予め輸入事業者と規格・品質について合意していれば大きな問題はないものと考えられる。
- その他、合法性証明についても、定められる書類の提出を行えば問題なく輸出できる。

台湾市場における品質・規格上の課題

- 「木材の持続可能な利用に関する法律」が定める規格・品質基準
 - 日本のJAS規格相当であれば、品質・規格上の問題はほとんどないと考えられる。
- KSF規格
 - KSF規格は任意規格であるため、取得の必要性は高くないと考えられる。
- 建築基準
 - ヒアリングによると、住宅建築に日本産木材製品を用いる場合、KSF認証を求められるわけではないが、樹種ごとに構造計算を実施する必要があるとのことであった。スギ、ヒノキといった樹種でも構造計算は実施可能であるため、現状建築基準上の障壁はない、とのことであった。
- 森林認証
 - 韓国への視察時も、森林認証材を強く求めるとの声は聞かれなかった。
- 一定規模以上の木造建築物における耐火構造認定取得（KS耐火認証）
 - 今後、公共建築物を中心に中高層木造建築物が増加する可能性があるものの、その際にはKS耐火認定を取得する必要がある。ヒアリングによると、韓国建設技術研究院での認可取得には2年ほどの待期期間がある他、現地工場の審査等を含め認証取得コストが高額になるとのことであった。今後の韓国の市場動向を見極めて認証取得を検討する必要がある。

日本から輸出されたヒノキ原木の多くが中国において韓国向けに加工され韓国市場を席捲しているため、ヒノキ製品は無節グレード以外、競争優位性をもちにくい状況です

現状の韓国への日本産木材製品の流れ（イメージ）



■ 韓国市場におけるヒノキ製品の実態

- 韓国市場では、ヒノキ製品のほとんどをルーバー（内装用の壁材）が占めている状況。
- かつては日本産の製品が多かったが、近年は日本産のヒノキ原木を中国等で加工した製品が多く流入し、市場の9割以上を占めている。
- 韓国事業者によれば、ここ数年中国でのヒノキ製品生産の品質面の向上は目覚ましく、韓国企業からの様々な要望にも対応しているとのことであった。
- 一部の中国工場では、日本のヒノキ製材工場で技術を習得した人材がその学んだ技術を中国で活かし、製品品質を向上させている、との話もあった。
- 価格的にも、中国産の製品の方が日本産の製品よりも3割近く安い現状。

■ 日本産木材製品の優位性

- ヒノキ原木のうち、無節のグレードの材はほとんど輸出されていないため、無節グレードのヒノキ材は高級品として認知されており、それについては日本からの輸出に限定されるということが認識されていた。
- 競争優位性をもちうるのは、現状では無節グレードに限られると考えられる。

韓国への視察では、韓国企業より複数の日本産木材製品ニーズが確認されたことから、潜在的な市場形成の可能性が存在すると考えられます

現地視察で確認された日本産木材製品ニーズ

製品	製品	写真	市場	製品
ヒノキ ルーバー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 近年は日本産のヒノキ原木を中国等で加工した製品が多く流入し、市場の9割以上を占めている。 ■ 韓国事業者によれば、ここ数年中国でのヒノキ製品生産の品質面の向上は目覚ましく、韓国企業からの様々な要望にも対応しているとのことであった。 ■ 日本産原木を中国で加工するサプライチェーンが構築されておりそれら製品の市場優位性が高いため、日本産木材製品としては無節グレードによる差別化が有効と考えられる。 		<p>既存</p>	<p>既存</p>
スギ 1枚板	<ul style="list-style-type: none"> ■ 韓国市場では、1枚板のテーブル等の製品について人気が高まっており、応接室のテーブル、食卓、会議室のテーブル、カフェや飲食店、居酒屋のカウンターテーブルとして販売実績がある。ある企業では、安定した輸入製品の納入を期待していた。 		<p>新規</p>	<p>既存</p>
スギ 圧密加工製品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家具メーカー等に、木材製品を多く販売するメーカーでは、日本メーカーから持ち込まれた圧密加工製品に高い関心を示していた。将来性が高いと考えられる。現状では、価格が高いために導入を進められないとのことであった。 		<p>新規</p>	<p>新規</p>

韓国企業等との商談や消費者調査を繰り返し、クライアントニーズに対応することで日本産木材製品の輸出量を増加させていくことは十分可能ではないかと考えられます

韓国への輸出可能性

製品

既存

新規

既存

市場浸透戦略

- 既存市場のヒノキルーバーについては、既に中国産製品に市場を占められている状況であるが、日本産木材製品のうち無節材の高級グレード製品には高い競争優位性あり

新製品開発戦略

- 家具材を広く扱う事業者は、日本産木材の圧密加工技術に高い関心をもっており、圧密加工材による新製品開発にも可能性があると考えられる
- 韓国の消費者にヒノキブランドが広く認知されているため、ヒノキを活かした新しい製品を輸出していくことも可能性があると考えられる

市場

新規

新市場開拓戦略

- 既存製品としては、1枚板製品のように、大径材を有効活用した木材製品に一定の需要が確認されたことから、市場開拓の可能性があると考えられる
- 今後、中高層木造建築が拡大する可能性もあるものの、耐火認定の取得ハードルが高いため、市場開拓は限定的になると考えられる

多角化戦略

- 韓国の消費者にヒノキブランドが広く認知されているため、ヒノキを活かした新しい製品・新しい市場を形成できる可能性があると考えられる

6. 申請書類様式

各手続きにおける必要提出書類は下記の通りです

具体的提出書類

#	輸入に必要な手続き	手続き	内容												
1	植物検疫	植物検疫検査申請	① 植物検疫対象物品輸入申告及び検疫申請書												
2	輸入申告	輸入申告手続き (UNI-PASS)	① 輸入申告書 ② インボイス ③ パッキングリスト ④ 船荷証券 ⑤ 原産地証明書 ⑥ 検疫証明書 (必要に応じ) ⑦ その他 (合法木材証明書類)												
3	木材・木材製品の合法的伐採証明	UNI-PASSで電子申請	以下のいずれかに該当する書類を提出 ① 原産国の法令により発行された伐採許可書 ② 合法伐採された木材又は木材製品を認証するために国際的に通用されるものとして、山林庁長が定めて告示する書類 ③ 韓国と原産国両者協議により相互認めるものとして、山林庁長が定めて告示する書類 ④ 他に合法伐採されたことを証明するものとして、山林庁長が定めて告示する書類												
4	品質・規格適合検査	韓国林業振興院への申請書類と試料提出	① 木材製品試料												
5	ラベル表示	#4の検査結果を製品にラベル表示	<p>< 普通合板の表記例 ></p> <table border="1"> <tr> <td>合板の種類</td> <td>粘着の程度</td> <td>ホルムアルデヒド放散量</td> <td>樹種</td> </tr> <tr> <td colspan="4">寸法 (厚み x 幅 x 長さ)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">原産地 (製造会社), 生産日, 輸入事業者名</td> </tr> </table>	合板の種類	粘着の程度	ホルムアルデヒド放散量	樹種	寸法 (厚み x 幅 x 長さ)				原産地 (製造会社), 生産日, 輸入事業者名			
合板の種類	粘着の程度	ホルムアルデヒド放散量	樹種												
寸法 (厚み x 幅 x 長さ)															
原産地 (製造会社), 生産日, 輸入事業者名															

【参考】

植物檢疫檢査申請 (マツ・カラマツ類のみ)

輸入申告書 (UNI-PASSより出力)

植物防疫法施行規則

[別紙第4号書式]植物檢疫対象物品輸入申告及び檢疫申請書

■ 식물방역법 시행규칙 (별지 제4호서식) <개정 2019. 6. 26.>
식물검역대상물품 수입신고 및 검역신청서
Application for entry and inspection of item subject to Plant Quarantine
 ※ 아래의 작성방법을 읽고 작성하시기 바랍니다. (일부)
 신고번호 신고일 신고기관 처리기간
 Period should be completed 10일 Ten days

수입자 (받는 자) Importer	성명 Name	생년월일 Date of birth
	상호 Company	사업자등록번호 Corporate registration number
	주소 Address	전화번호 Tel.
수출자 (보내는 자) Exporter	성명 Name	상호 Company
	주소 Address	전자식물검역증명서 번호 e-Phytosanitary certificate No.
운송형태(수단) Transportation method	선(기)명 Conveyance	입항일 Date of arrival
선적항 Loading port	경유지 Area of transit	국내 도착항 Port of arrival
수출국 Exporting country	원산지 Place of origin	총 포장 개수 Total No. of packaging
		단위 Unit
		총 수량 Total No.
		과세가격 Taxable value
선화증권(Bill of lading) 번호(Bill of lading No.)	화물관리번호 Control No. of freight	
품목 수 No. of item	품목명 Item	학명 Scientific name
		HS세번 번호 HS code No.
		단위 Unit
		수량 Quantity
포장재의 상태 State of packing	미가공 목재 Raw wood	
	열처리 (HT) 1	NP종증 2
	미소독 Non-disinfection 3	가공목재 Marked lumber 4
		비목재 Nonlumber 5
검역희망일시 Desired date and time of inspection	검역(반)장소 Inspection place	신상검역 대상여부 Whether or not subject to a preliminary inspection
검역검사 의뢰 전문검사기관 Inspection agency		
신청인 요구사항 Requirements of the applicant		
「식물방역법」 제12조와 같은 법 시행규칙 제14조제1항에 따라 검역을 받기 위하여 신청합니다. I hereby make an application for the inspection in accordance with the Article 12 of the Plant Protection Act and the Article 14-1 of its Enforcement Regulations.		
신청인 Applicant		년 Year 월 Month 일 Day
		(서명 또는 인 Signature)

농림축산검역본부 OO지역본부장·사무소장 귀하
 To : Chief of OO (Regional/District) Office of APQA 귀하

210000029701(목)상지(00g/㎡) 또는 종질지(00g/㎡) (여목)

첨부서류
 1. 수출국 검역증명서(「식물방역법 시행규칙」 제10조 각 호의 어느 하나에 해당하는 경우는 제외합니다) 1부
 2. 수입허가증명서(금지품인 경우만 첨부합니다) 1부
 3. 별지 제2호서식의 수출(입) 검역 대상 식물 명세서(품목이 2개 이상인 경우만 첨부합니다) 1부

수 수 료 「식물방역법 시행규칙」 제29조제2항에 따른 수수료

작성방법
 1. 호칭여의 상타란에는 해당 번호에 ○표를 합니다.
 2. 전자식물검역증명서 번호는 해당하는 경우에만 표기합니다.
 3. 영일검사 제외 전문검사기관은 수입식물에 대한 병해충 감영여부 검사용 법 제15조의2에 따른 식물 병해충 전문검사 기관에 의뢰하는 경우에만 기재합니다.

처리절차
 신청서 작성 → 접수, 서류 심사 → 원할 검역, 실험실통과검역 → 검역 → 합격 → 통관 → 통관서 발급
 실패 → 불합격 → 통관서 환부

처리기관 : 농림축산검역본부

Import Declaration
(Customs Importation Certificate)

①Declaration No.	②Date of Declaration	③Customhouse/Section	④Date of Arrival
④B/L(AWB) No.	⑤Cargo Control No.	⑥Date of Warehousing	⑦Type of Tax Collection
⑧Declarant	⑨Type of Entry	⑩Origin Certificate	⑪Total Weight
⑩Importer	⑫Type of Entry filing	⑬Port of State	⑭Total Package No.
⑪Taxpayer (Address) (Company Name)	⑮Type of Transaction	⑯Port of Arrival	⑰Transport Mode
⑫Trade agent	⑱Purpose of Import	⑲Country of Loading	⑳Vessel/Aircraft Name
⑬Supplier	㉑MASTER B/L No.	㉒Vessel/Aircraft Code	
㉓Examination(Warehousing) Site			
● Description and Specification of Goods (Line No./Total Line No: 999/999)			
㉔General Description of Goods			
㉕Description of Goods as in Transaction Documentations			
㉖Trademarks			
㉗Model and Specification	㉘Composition	㉙Quantity	㉚Unit Price
			㉛Value (XXX)
㉜HS Code	9999.99-9999	㉝Net Weight	㉞CS Inspection
㉟Value (CIF)		㊱Quantity	㊲Exam. Decision
		㊳Qty. for Drawback	㊴Origin Marks
㊵Check for Import Requirements (Name of Certificate)			
㊶Type of Tariff (Type)	㊷Abatement Rate	㊸Tax Amount	㊹Abatement/Instatement Tax Payment Code
			Tax Abatement
			㊺Internal Tax code
㊻Total Negotiated Payment for Goods (Delivery Condition - Currency - Value - Type of Payment)			
㊼Total Customs Value	㊽Freight	㊾Addition	㊿Payment code
	㋀Insurance	㋁Deduction	㋂VAT Value
㋃Type of Tax	㋄Tax Amount	㋅Remarks by Customs Brokers	
Customs		㋆Remarks by Customhouse	
Special Consumption Tax			
Transportation tax			
Liquor tax			
Education tax			
Agricultural Special Tax			
VAT			
Penalty Tax for Import Entry Delay			
㋇Total Tax Amount Due	㋈Customs Officer	㋉Date of Entry-filing	㋊Date of Customs Acceptance

* Authenticity of this Customs certificate can be verified by visit to <http://kctn.ktnet.co.kr>.
 * In case of any divergence of importation data between the Certificate and the actual transaction data, a declarant or importer/owner will be held accountable.

【出所】韓國関稅庁 <https://www.customs.go.kr>

植物檢疫法施行規則 (法律)

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%8B%9D%EB%AC%BC%EB%B0%A9%EC%97%AD%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>

輸入申告書フォーム <https://www.customs.go.kr/english/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=8048&cntntsId=2728>

【参考】

合法木材証明書類の例



1. 原産国の法令に基づいて発行された伐採許可書

伐採届

証明書様式 1-2
※伐採届の写しを活用した証明 (森林所有者等の証明書の例)

4. 別紙7表第1項の届出書の様式 (森林所有者等の証明書の例)

証明書の引渡先を記載して下さい。
提出先 〇〇市 〇〇町 〇〇村

伐採及び伐採後の造林の届出書 年 月 日

市町村長 殿 住所 提出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採の計画

伐採面積	ha		
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
伐採期			
伐採の期間			

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
短期による面積 (A)	ha
人工間伐による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・積み込み・その他()・なし
天然下層更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・積み込み・その他()・なし

森林経営計画認定

証明書様式 1-3
※森林経営計画認定書の写しを活用した証明

別紙2

森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式 (森林所有者等の証明書の例)

新山 太郎 殿 証明書の引渡先を記載して下さい。

森林経営計画認定書

認定番号 年 月 日

市町村長 (都道府県知事、森林水産大臣) 氏名 印

森林法第11条第1項(第12条第1項、第12条第2項)の規定により、平成 年 月 日に請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則(第8条の20第1号)に掲げる場合に該当するものであり、これを適当であると認定する。

(注) 1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を削して、24-1のように記載する。
2. 変更後の認定番号については、当該森林経営計画の変更回数と、変更年度を(注)1の認定番号の次に(第1-2号)のように記載する。
3. 変更の場合については表紙の次に(変更)と記載し、本文における当該通年単位以外の事項は削除する。

森林経営計画の概要 (伐採箇所)

- ・ 森林の所在 伐採箇所に係る情報を記載して下さい。また、これに代えて、森林経営計画書の該当箇所の写しを添付することもできます。
- ・ 樹種
- ・ 伐採面積
- ・ 伐採材種

保安林内立木伐採許可決定通知書

証明書様式 1-1
※保安林伐採許可書の写しを活用した証明 (森林所有者等の証明書の例)

保安林内立木伐採許可決定通知書

山田 一郎 殿 年 月 日

年 月 日付けで申請のあった立木の伐採については、森林法第34条第1項の規定に基づき、下記により許可する。

年 月 日 〇〇県知事 印

1 保安林の指定の目的

森林の所在場所		伐採の方法別	伐採する立木の樹種及び年輪	伐採面積及び伐採立木材積ヘクタール (m³)	備考
市郡	町村 大字 字 地番				

2 許可の条件

(1) 伐採期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。

(2) 撤出期間、撤出方法等

(参考)

1 この許可について不服がある場合には、……………。

2 この許可については、……………。

3 不服の理由が、……………。

備考 許可が、森林法第26条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものである場合には、取次文中「(森林水産大臣)」とあるのは「(〇〇県知事)」と、「(農務局長)」とあるのは「(買戻申請人)」と、「(起業)」とあるのは「(決定)」とする。

【出所】日本事業者向け「木材の持続可能な利用に関する法律」ガイドライン

<https://www.forest.go.kr/kfs/images/data/down/%EC%9D%BC%EB%B3%B8%ED%91%9C%EC%A4%80%EC%A7%80%EC%B9%A88%EC%9B%9427.pdf>

